

総務委員会資料

平成25年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第3号

川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について

資料 「川崎予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例」の制定について

平成25年2月12日

総 務 局

議案第3号関係

「川崎市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人を定める条例」の制定について

1 現状

本市が設立した公社及び資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の50%以上を出資等をしている法人は、地方自治法第221条第3項に規定される予算の執行に関する市長の調査等の対象となっており、同法第243条の3第2項の規定により、毎年、議会にその経営状況を説明する書類を提出している。

2 地方自治法施行令の改正

(1) 地方自治法施行令の一部を改正する政令

平成23年12月26日公布、公布の日から施行

(2) 条例制定に係る施行令改正の内容

地方公共団体が資本金等の25%以上50%未満を出資等をしている法人のうち、条例で定めるものを、新たに地方自治法第221条第3項の規定による予算の執行に関する地方公共団体の長の調査等の対象とすることができることとされた。

※1 この条例により対象となる法人について、地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設立した公社及び資本金等の50%以上を出資等をしている法人と同様に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、経営状況を説明する書類の議会への提出を行う。

3 条例制定の理由

本市が資本金等の25%以上50%未満を出資等をしている法人は、資本金等の50%以上を出資等をしている法人と同様に、市と連携して経営改善等の改革の取組を進めている。また、本市が毎年発行している「出資法人の現況」等により、法人情報の提供に努めている。

これらの法人を新たに対象と定めることにより、その経営に関する情報の透明性をさらに高める効果等が期待されることから、地方自治法施行令第153条第1項第3号及び第4項第2号の規定に基づく条例を制定するものである。

4 条例により対象とする法人

(1) 市が資本金等の25%以上50%未満を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社（7法人）

法人名（平成24年3月31日時点の出資比率%）			
(公財)川崎市スポーツ協会	(40.9%)	(財)川崎市母子寡婦福祉協議会	(42.6%)
川崎アゼリア(株)	(42.8%)	(公財)川崎市シルバー人材センター	(30.6%)
みぞのくち新都市(株)	(35.0%)	(株)川崎球場	(46.3%)
かわさきファズ(株)	(31.9%)	—	

※2 一般社団法人及び一般財団法人には、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第2条の規定により、公益社団法人及び公益財団法人も含まれる。

(2) 市がその者のためにその資本金等の25%に相当する額以上50%に相当する額未満の額の債務を負担している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社

該当する法人なし

【参考】本市の出資比率50%以上の法人（19法人）

法人名（平成24年3月31日時点の出資比率%）			
(公財)川崎市国際交流協会	(100.0%)	川崎市土地開発公社	(100.0%)
(公財)川崎市文化財団	(100.0%)	かわさき市民放送(株)	(55.0%)
川崎冷蔵(株)	(80.0%)	(公財)川崎市産業振興財団	(99.9%)
(公財)川崎・横浜公害保健センター	(66.6%)	(財)川崎市身体障害者協会	(68.9%)
(財)川崎市心身障害者地域福祉協会	(66.6%)	(公財)川崎市看護師養成確保事業団	(68.9%)
(財)川崎市保健衛生事業団	(60.0%)	(財)川崎市まちづくり公社	(96.2%)
川崎市住宅供給公社	(100.0%)	(財)川崎市公園緑地協会	(100.0%)
川崎臨港倉庫(株)	(50.0%)	(財)川崎市水道サービス公社	(100.0%)
(財)川崎市消防防災指導公社	(95.3%)	(公財)川崎市学校給食会	(100.0%)
(公財)川崎市生涯学習財団	(100.0%)	—	